

令和8年度 前橋市行政措置予防接種の種類と対象者

令和8年4月1日改定

対象疾病(ワクチン)		対象者
1 季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢
	経鼻弱毒生インフルエンザワクチン(フルミスト点鼻液)	2歳以上19歳未満の者
2 経皮接種用乾燥BCG		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
3 沈降精製百日せき、ジフテリア破傷風、不活化ポリオ、ヘモフィルスb型混合(5種混合)		予防接種法で定める対象年齢外であって、15歳未満で医師が必要と認める者
4 沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合(3種混合)		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
5 沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		5歳以上で初回免疫が完了している者
6 不活化ポリオ		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
7 乾燥細胞培養日本脳炎	1期	予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
	2期	
8 乾燥弱毒生麻しん風しん混合(MR)		予防接種法で定める対象年齢外で医師が必要と認める者
9 乾燥弱毒生麻しん(M)		
10 乾燥弱毒生風しん(R)		
11 肺炎球菌13価(プレベナー)		2か月以上6歳未満で医師が必要と認める者 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者
12 肺炎球菌15価(バクニューバンス)		予防接種法で定める対象年齢外であって、18歳未満で医師が必要と認める者 高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者
13 肺炎球菌20価(プレベナー20)		予防接種法で定める対象年齢外であって、6歳未満で医師が必要と認める者 B類の対象者を除く、6歳以上の者
14 肺炎球菌21価(キャップボックス)		高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる成人
15 肺炎球菌23価(ニューモボックス)		高齢者または肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる2歳以上の者
16 ヒトパピローマウイルス感染症(HPVワクチン)	2価	満10歳以上の女子で医師が必要と認める者
	4価	満9歳以上で医師が必要と認める者
	9価	予防接種法で定める対象年齢外であって、満9歳以上で医師が必要と認める者
17 水痘		予防接種法で定める対象年齢外であって、1歳以上で医師が必要と認める者
18 帯状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン(ピケン)	B類の対象者を除く、50歳以上の者
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン(シングリックス)	B類の対象者を除く帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者 B類の対象者を除く、50歳以上の者
19 Hib感染症		予防接種法で定める対象年齢外であって、10歳未満で医師が必要と認める者
20 B型肝炎		(1) HBs抗原陽性の母親から生まれたHBs抗原陰性の乳児
		(2) ハイリスク者(医療従事者、腎透析を受けている者、海外長期滞在者など)・一般の任意接種者
		(3) 汚染事故時(事故後のB型肝炎発症予防)
		(4) その他予防接種法で定める対象年齢外であって医師が必要と認める者
21 おたふくかぜ		1歳以上(生後24~60月の間に接種することが望ましい)
22 A型肝炎		全年齢
23 狂犬病		全年齢
24 破傷風		全年齢
25 髄膜炎菌		2歳以上56歳未満
26 RSウイルス		予防接種法で定める対象年齢外であって、妊娠24~36週の妊婦
		60歳以上の者または50歳以上のRSウイルスによる感染症が重症化するリスクが高いと考えられる者
27 新型コロナウイルス感染症		生後6か月以上でB類の対象者を除く全年齢
28 腸チフスワクチン		2歳以上(備考参照)
29 グニ媒介性脳炎ワクチン		・1歳以上16歳未満の者は小児用・16歳以上の者は成人用

注) 予防接種の実施については、定期予防接種の実施要領に準拠して行ってください。

予防接種の実施については、予防接種リサーチセンター発行の「予防接種ガイドライン」最新版、医薬品医療機器等法に定められた添付文書の用法用量に基づいて実
いずれの接種も定期接種の対象者は除きます。

ワクチン添付文書以外の接種は、上記のワクチンであっても行政措置予防接種の対象外です。